

雨水タンク設置補助のよくある質問

補助申請を検討する際、ご確認ください。

Q 雨水タンクはどこで購入できますか？

ホームセンター、工務店、インターネットでの通信販売等で購入することができます。申請時には見積書、設置後の報告書には領収書（いずれも申請者宛て）が必要となります。

Q 申請書はどこでもらえますか？

本庁舎8階の浸水対策室で配布しています。
また、倉敷市ホームページからダウンロードも可能です。

Q 申請できる期間は決まっていますか？

決まっていません。通年受け付けています。

Q クーポン等を使って雨水タンクを購入する場合、補助対象となりますか？

補助対象となります。ただし、値引き分は補助対象外となります。ポイント利用についても同様です。

Q 雨水タンクを工務店に設置してもらう場合、設置費は補助対象となりますか？

補助対象となりません。補助対象は雨水タンクの材料費に限ります。

Q 一度に複数の雨水タンクを設置する場合、補助対象となりますか？

補助対象となります。ただし、一敷地に対して上限額は20万円です。

Q 雨水タンクをごみステーションに設置する場合、補助対象となりますか？

補助対象となりません。補助の対象は常時、人が居住している建物に限ります。
また、その他補助対象とならない建物の一例は下記のとおりです。

- ・集会所、公民館
- ・田畑の農機具倉庫

Q 農業用タンク等を加工して雨水タンクを製作する場合、補助対象となりますか？

補助対象となりません。補助対象は雨水タンクとして市販されているもの（新品）に限ります。

Q すでに雨水タンクを購入しましたが、補助対象となりますか？

補助対象となりません。補助対象は購入前のものに限りです。

Q 補助申請をしました。雨水タンクはいつ購入すればよいですか？

「補助金交付決定通知書」を郵送します。お手元に届き次第購入してください。

Q 「交付決定通知書」受け取り後、購入時に値段が変わった場合、どうすればよいですか？

「変更等承認申請書」を提出してください。補助金額の変更手続きを行います。

Q 補助金をもらって雨水タンクを設置した後、さらに追加したい場合は補助対象となりますか？

補助対象となります。
ただし、一敷地に対して申請は1年につき1回限りで、上限額は20万円です。

Q 補助金をもらって設置した雨水タンクが不要になった場合、どうすればよいですか？

雨水タンクを譲渡、処分等する際は、届出が必要です。また、補助金を一部返還していただく場合がありますので、事前にご連絡ください。

Q 雨水タンクに溜めた水は飲めますか？

飲めません。雨水タンクに溜まる水は屋根に降った雨水のため、飲み水には適しません。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



浸水対策室キャラクター
「ためぞう」©

倉敷市環境局下水道部浸水対策室
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
TEL 086-426-3593